

No. 1066 (2019. 9.26)

## キャッシュレス決済の動向

—我が国と諸外国の現状—

はじめに	3	英国
I 主要国のキャッシュレス決済の進捗度	4	スウェーデン
1 現金残高対名目 GDP 比	5	韓国
2 キャッシュレス決済比率	6	中国
II 我が国におけるキャッシュレス化	7	インド
III 諸外国におけるキャッシュレス化		おわりに
1 米国		
2 ユーロ圏		

キーワード：キャッシュレス、決済、現金、FinTech

- 我が国は、諸外国と比べてキャッシュレス化が遅れているとの指摘が見られる。しかし、キャッシュレス決済の進捗度合いの的確な把握は、統計上の制約から、必ずしも容易ではない。
- 政府は、平成 26 (2014) 年以降の成長戦略において、キャッシュレス決済の普及を目標に掲げ、各種の施策を進めている。
- キャッシュレス決済が普及している国には、民間主導で普及した国が多いものの、韓国やインドのように、主に国の政策の結果としてそれを実現している国もある。最近では、キャッシュレス化に対応することが困難な人々に配慮するための検討等を進めている国もあり、注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 たかざわ みゆき おおもり けんご 高澤 美有紀・大森 健吾

## はじめに

近年、情報通信技術（ICT）の高度化に伴い、銀行以外の事業者が提供する新たな決済サービスが次々と登場している。特に、高度な情報処理能力を備えたモバイル端末であるスマートフォンの普及は、消費者による様々な「キャッシュレス（cashless）決済」の利用拡大を促してきた<sup>1</sup>。一般にキャッシュレス化のメリットとしては、①現金利用に伴うコストや不正の削減、②電子決済が生み出す各種データの利用などが挙げられることが多い<sup>2</sup>。平成 26（2014）年に政府の成長戦略が「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る」ことを掲げて以降<sup>3</sup>、我が国では官民によるキャッシュレス化に向けた取組が進んでいる。平成 29（2017）年からは成長戦略にキャッシュレス決済比率の成果指標（Key Performance Indicator: KPI）が掲げられ、令和元（2019）年 10 月に実施予定の消費税率引上げに伴う需要平準化対策としても、中小小売業等におけるキャッシュレス決済へのポイント還元支援事業が予定されている。他方、キャッシュレス化が進んでいるとされる諸外国について見ると、その制度や実態は様々である。

本稿では、我が国のキャッシュレス化の推進に向けた政府の取組を振り返るとともに、諸外国のキャッシュレス決済をめぐる制度・実態を紹介する。

## I 主要国のキャッシュレス決済の進捗度

「キャッシュレス」には、一般に広く認められた定義はない。経済産業省は、平成 30（2018）年 4 月に公表した「キャッシュレス・ビジョン」の中で、「物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態」を指して用いている<sup>4</sup>。同ビジョンは、キャッシュレス支払手段の例として、電子マネー、デビットカード、モバイルウォレット及びクレジットカードを挙げている<sup>5</sup>（表）。

我が国では、諸外国と比べてキャッシュレス化が遅れているとの指摘が見られる。キャッシュレス決済の進捗度合いの的確な把握は、統計上の制約から、必ずしも容易ではないと言われるが、参考となる指標として、①「現金残高対名目 GDP 比」及び政府が重視する②「キャッシュレス決済比率」<sup>6</sup>がある。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和元（2019）年 9 月 11 日である。

<sup>1</sup> 河合祐子・宮将史「FinTech の描く未来・技術・可能性とチャレンジ」神作裕之ほか編『金融と IT の政策学—東京大学で学ぶ FinTech・社会・未来—』金融財政事情研究会，2018，pp.1-37. なお、キャッシュレス決済を含めた金融と ICT の融合の動きを、「FinTech」（finance と technology を組み合わせた造語）と呼ぶことが増えている。

<sup>2</sup> 淵田康之「ストレスのない決済でキャッシュフリーを目指す」『日経 MOOK キャッシュレス決済革命』日本経済新聞出版社，2018，pp.10-19.

<sup>3</sup> 「「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）p.77. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>>

<sup>4</sup> 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」2018.4，p.4. <<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>>

<sup>5</sup> 同上。なお、「モバイルウォレット」とは、QR コードや「近距離無線（非接触）通信技術（Near Field Communication: NFC）」を利用する決済に対応した、スマートフォン等向けのアプリケーションを指す。

<sup>6</sup> 同上，pp.6-7.

表 主なキャッシュレス支払手段の例

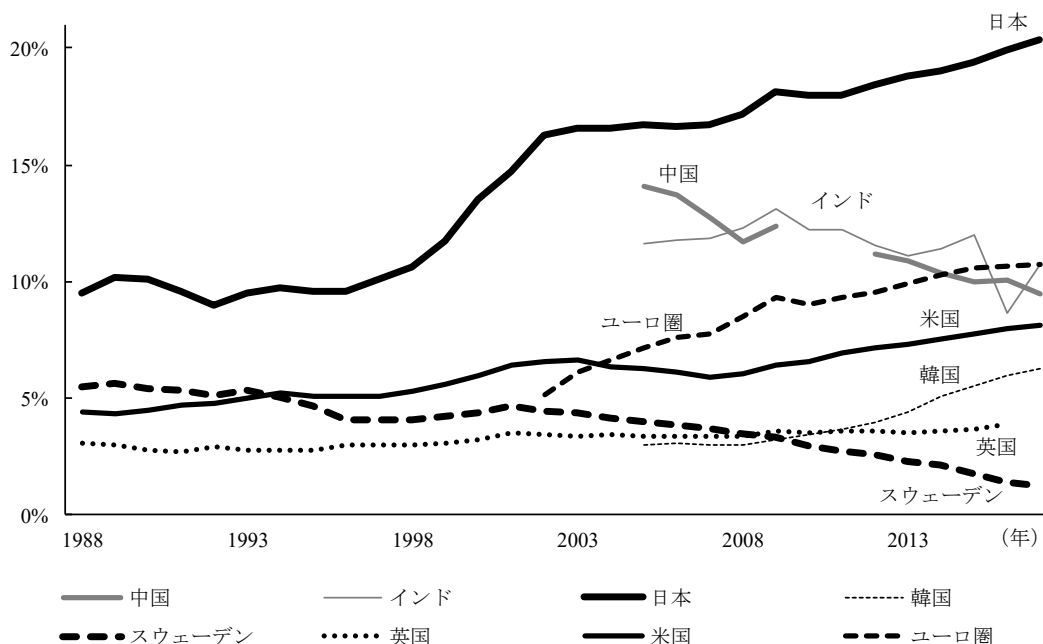
支払時期	主なサービス例	概要
前払い	電子マネー	金額が電磁的な方法で記録され、かつ、あらかじめその対価が支払われている支払手段。利用時における本人確認が不要であるが、基本的に払戻しは不可である。
即時払い	デビットカード	商品等の購入代金を預金口座から直接即時払いできる支払手段。利用時の本人確認や与信審査は不要であるが、通常は利用時にサイン等が必要となる。
	モバイルウォレット	スマートフォン等にインストールし、QRコードやNFC等を用いた処理が可能な支払手段。前払いのものやクレジット機能を有するものもある。
後払い	クレジットカード	クレジットカード会社から信用を供与されることで、商品等の購入代金を後払い・分割払いにできる支払手段。利用時に本人確認や与信審査が必要となる。一般に利用限度額が設定されており、通常は利用時にサイン等が必要となる。

(出典) 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」2018.4, p.4. <<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>> を基に筆者作成。

### 1 現金残高対名目 GDP 比

経済活動の規模と比べて、市中の現金残高がどの程度あるかという観点から、現金残高の対名目 GDP 比率を比較し、同比率が小さい国ほどキャッシュレス化が進展しているとみなす方法がある。各国の状況を見ると(図1)、我が国はこの比率が20%を超えて突出して大きい。スウェーデン、中国、インド以外でもこの比率が拡大している。この理由として、世界的な低金利の進行・継続を背景として現金保有の機会費用が低下し、現金への資産需要(いわゆる「タンス預金」を含む。)が増加していることが指摘されている<sup>7</sup>。

図1 現金残高対名目 GDP 比の国際比較



(出典) Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI), *Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries: Figures for 2016, 2017.12.* Bank for International Settlements (BIS) website <<https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.htm>> を基に筆者作成。

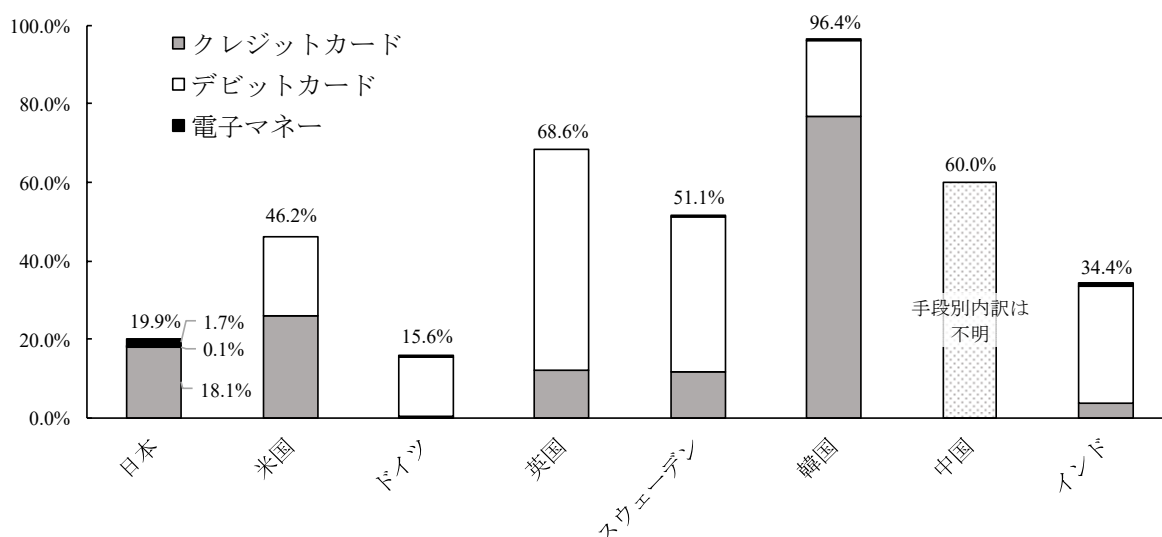
<sup>7</sup> 中田真佐男「第5章 国内リテール決済におけるキャッシュレス化の進展に向けた論点整理」金融調査研究会『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』金融調査研究会事務局, 2018.7, p.100; Hiroshi Fujiki and Kiyotaka Nakashima, “Cash Usage Trends in Japan: Evidence Using Aggregate and Household Survey Data,” *TCER Working Paper Series*, E-131, 2019.3, pp.19-20. <<http://tcer.or.jp/wp/pdf/e131.pdf>>

この指標は、現金残高と経済規模を表す GDP とを比較するという点で前述の「キャッシュレス」の定義に沿い、統一的な基準で国際比較ができるという利点がある。しかし、取引需要と資産需要で構成される現金需要のうち、キャッシュレス化に関係するのは取引需要のみであるにもかかわらず、資産需要を含む現金残高対名目 GDP 比を比較しているため、キャッシュレス化の進行度を必ずしも適切に反映していないと言われている<sup>8</sup>。

## 2 キャッシュレス決済比率

キャッシュレス決済比率は、「キャッシュレス支払手段による年間支払金額÷家計最終消費支出」により算出される。図2は、主要国のキャッシュレス決済比率とその内訳（クレジットカード、デビットカード、電子マネー）である。各国の内訳を見ると、韓国、米国、日本はクレジットカード決済の比率が高く、ヨーロッパ、インドはデビットカード決済の比率が高い。

図2 キャッシュレス決済比率（手段別）の国際比較（2016年）



(注) 中国については分子のデータが得られないため、「キャッシュレス・ビジョン」に倣って、デジタル決済への移行による金融包摂を促進する官民連合体（事務局：国連資本開発基金（UNCDF））である Better Than Cash Alliance のレポートから、2015年における現金以外のリテール決済手段（モバイル、インターネット、各種カード）による決済比率を示した。

(出典) Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI), *Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries: Figures for 2016*, 2017.12. Bank for International Settlements (BIS) website <<https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.pdf>>; “Households and NPISHs Final consumption expenditure (current US\$).” World Bank Open Data website <[https://data.worldbank.org/indicator/NE.CON.PRVT.CD?most\\_recent\\_year\\_desc=false](https://data.worldbank.org/indicator/NE.CON.PRVT.CD?most_recent_year_desc=false)>; Better Than Cash Alliance, *Social Networks, e-Commerce Platforms, and the Growth of Digital Payment Ecosystems in China: What It Means for Other Countries*, 2017.4.19. <[https://btca-prod.s3.amazonaws.com/documents/283/english\\_attachments/Better\\_Than\\_Cash\\_Alliance\\_China\\_Report\\_April\\_2017\\_\(1\).pdf](https://btca-prod.s3.amazonaws.com/documents/283/english_attachments/Better_Than_Cash_Alliance_China_Report_April_2017_(1).pdf)> を基に筆者作成。

同比率による比較は、次の点で、キャッシュレス決済の実態を必ずしも的確に表していないと言われている。

- ① 同比率は、店頭での支払段階で計測され、口座振替、振込、自動引落としのような我が国で一般的なキャッシュレス決済の手段を考慮していない。また、スマートフォンアプリ等を

<sup>8</sup> 同上

- 活用した支払サービスの一部については統計が整備されていないため、考慮していない<sup>9</sup>。
- ② 分母となる家計最終消費支出に、実際には支払行為が行われない「持家の帰属家賃」が含まれる。我が国はその額が外国に比べて大きいため、キャッシュレス決済比率が低く現れる<sup>10</sup>。
- ③ 欧米では、クレジットカード決済を行う場合、口座自動引落としではなく、小切手を郵送して決済を行うことが一般的であるため、小切手が現金と同様の決済手段であるとみなすと、キャッシュレス決済比率が低くなる<sup>11</sup>。
- ④ 取引金額ベースのデータであるため、件数ベースで見た場合とは、キャッシュレス化の度合いをめぐる印象が異なる可能性がある<sup>12</sup>。

## II 我が国におけるキャッシュレス化

我が国については、現金残高対名目 GDP 比やキャッシュレス決済比率の国際比較を基に、諸外国と比べてキャッシュレス化が遅れているとの見方がある<sup>13</sup>。

政府は、平成 26 (2014) 年以降の成長戦略において、キャッシュレス決済の普及を目指してきた。平成 29 (2017) 年には、「今後 10 年間 (2027 年 6 月まで) に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す」との KPI が設定され(その後、期限を 2 年前倒し)、継続的にフォローアップされている<sup>14</sup>。政府によるキャッシュレス化推進の取組は、①インバウンド対応 (内閣官房・観光庁)、②クレジットカードデータの活用や FinTech 振興 (経済産業省)、③決済高度化 (金融庁) という 3 つの流れに整理できる (巻末表)。

政府の取組は、当初、観光立国の実現に向けた訪日外国人旅行者のニーズへの対応として開始されている。平成 26 (2014) 年の成長戦略は、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえた対応が必要であるとし、これを受けて同年末には、関係省庁 (内閣官

<sup>9</sup> 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課 前掲注(4), p.8.

<sup>10</sup> 同上, pp.7-8.

<sup>11</sup> 廉了「“キャッシュレス比率”の問題点」『国際金融』1318 号, 2019.3.1, p.52.

<sup>12</sup> 中田 前掲注(7), p.103.

<sup>13</sup> もっとも、前章で検討したとおりこれらの統計が実態を適切に反映しているかについては疑義もあり、我が国のキャッシュレス化はさほど遅れていないとの見方もある。例えば、NIRA 総研は、品目別の支払方法に関するアンケート調査と総務省統計局「全国消費実態調査」の品目別の消費支出額から、個人消費のキャッシュレス決済比率を 51.8% (平成 30 (2018) 年) と推計している (「NIRA 総研キャッシュレス決済実態調査 (NIRA 研究報告書)」2018.9. NIRA 総合研究開発機構ウェブサイト <[http://www.nira.or.jp/outgoing/report/entry/n180928\\_907.html](http://www.nira.or.jp/outgoing/report/entry/n180928_907.html)>)。また、金融庁は、3 メガバンク (みずほ銀行・三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行) から個人の給与受取口座等からの出金状況について計数 (参考値) の提供を受け、その 5 割以上が振込/口座振替による出金 (クレジットカード等の利用に伴う口座振替を含む。) であり、現金での出金は 45.6%にとどまるとの検証結果 (平成 29 (2017) 年) を公表している (「キャッシュレス決済に関連する指標」(金融審議会「金融制度スタディ・グループ」(平成 30 事務年度第 3 回) 資料 3) 2018.11.9. 金融庁ウェブサイト <[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/seido-sg/siryoku/20181109/cashless.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/siryoku/20181109/cashless.pdf)>)。

<sup>14</sup> 成長戦略は、平成 30 (2018) 年に、キャッシュレス決済比率 (KPI) の定義を、分子が「クレジットカード及び電子マネーによる決済額の合計」、分母が「民間最終消費支出」と示した。令和元 (2019) 年には、KPI の達成期限が令和 7 (2025) 年 6 月に前倒しされるとともに、分子に「デビットカードによる決済額」が加えられた。「キャッシュレス・ビジョン」の定義とは異同があることに注意が必要である。なお、KPI の実績値は、21.0% (平成 29 (2017) 年)、24.1% (平成 30 (2018) 年) と推移している (「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定), p.60. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017.pdf>>; 「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革—」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定), p.47. 同 <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)>; 「成長戦略フォローアップ」(令和元年 6 月 21 日閣議決定), p.12. 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>>)。

房・金融庁・消費者庁・経済産業省・国土交通省・観光庁)により観光地等でのクレジットカード決済導入促進等の施策が取りまとめられている<sup>15</sup>。

その後、経済産業省を中心に、クレジットカードの購買履歴を新産業・ビジネスの創出や消費活性化につながる「宝の山」と捉え、その活用に向けてデータの標準化や個人情報保護に関する取組を官民で進める動きが出てきた<sup>16</sup>。また、同省では、新産業創出の観点から FinTech 振興に向けた検討を進め、平成 29 (2017) 年 5 月に有識者会議の提言が「FinTech ビジョン」として取りまとめられた<sup>17</sup>。同ビジョンは、キャッシュレス化による購買履歴の捕捉が FinTech 振興の鍵となると見て、キャッシュレス化促進に向けた政策指標を示すことを提言しており、これも踏まえて同年から成長戦略の KPI が設定された。平成 30 (2018) 年 4 月には、前述の「キャッシュレス・ビジョン」が公表され、成長戦略 KPI について、2025 年日本国際博覧会 (大阪・関西万博) に向けた達成期限前倒しや将来的な 80% への目標水準引上げを提言した。同年 7 月には、成長戦略及び「キャッシュレス・ビジョン」の方針に沿ってキャッシュレス化を推進していくため、産学官連携による業界横断的組織として「キャッシュレス推進協議会」が設立された。同協議会では、バーコードや QR コードを用いた支払手段について、技術的な統一仕様の確立に取り組むとともに、消費税率引上げ時のポイント還元支援事業の補助金事務局業務 (平成 31 (2019) 年度) を受託している。

また、金融庁は、個人の資金決済というリテール面にとどまらず、企業間の大口決済等のホールセール面やこれらを支える決済インフラまでも含んだ決済制度の見直しを、「決済高度化」の名の下に進めてきた<sup>18</sup>。平成 28 (2016) 年以降、FinTech の台頭に対応した銀行法改正等の一連の法整備が行われるとともに、金融機関間で資金決済を行う全国銀行データ通信システム (全銀システム) の機能改善等の民間ベースの取組も進捗管理されている。平成 29 (2017) 年からは、新たな金融サービスの登場等に対応して、現行の業態別の業法による金融規制体系を機能別・横断的なものとする方向での検討が開始され、令和元 (2019) 年 7 月には、決済の横断法制やプラットフォームへの対応に関する基本的な考え方が示されている<sup>19</sup>。

### III 諸外国におけるキャッシュレス化

#### 1 米国

##### (1) キャッシュレスに係る施策

連邦政府から国民に対する各種の公的給付は、2008 年以降、プリペイドカード導入により電子的に支払われるようになり、現在、公的給付の電子化率はほぼ 100% となっている<sup>20</sup>。州や市

<sup>15</sup> 内閣官房ほか「キャッシュレス化に向けた方策」(平成 26 年 12 月 26 日) 経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課編著『キャッシュレスで「消費」と「地方」を元気にする』金融財政事情研究会, 2016, pp.238-248.

<sup>16</sup> 経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課編著 同上, pp.127-145.

<sup>17</sup> 経済産業省「FinTech ビジョン (FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合報告)」2017.5.8. <[https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170508001\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170508001_1.pdf)>

<sup>18</sup> 「金融審議会決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告—決済高度化に向けた戦略的取組み—」2015.12.22. 金融庁ウェブサイト <[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf)>

<sup>19</sup> 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告—基本的な考え方—」2019.7.26. 同上 <[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf)>

<sup>20</sup> 淵田康之『キャッシュフリー経済』日本経済新聞出版社, 2017, pp.216-217.

レベルでも、低所得者向けの食糧費補助金等の公的給付にはプリペイドカードが用いられている<sup>21</sup>。

他方、キャッシュレス化がクレジットカードを持たない低所得層を排除しかねないとの懸念から、小売店に対し現金決済の受付を義務付ける動きもある<sup>22</sup>。

## (2) キャッシュレス決済の実態

米国では、他国に比べ、クレジットカードの普及が先行していた。しかし、①2008年の世界金融危機後、過大な債務を抱えるリスクへの認識が高まり、クレジットカードの解約が増加したこと、②金融危機を受けて2009年に制定された法律<sup>23</sup>で21歳未満の者へのクレジットカード発行が禁じられたことから、若者を中心にデビットカード利用者が増加した<sup>24</sup>。

2017年の連邦準備銀行の共同調査<sup>25</sup>によると、月間取引件数ベースで最も頻繁に消費者が利用している決済手段は、現金（全体の30.3%）であり、デビットカード（同26.2%）、クレジットカード（同21.0%）と続く。これら3手段は、取引件数では全体の4分の3を占める一方、少額決済での利用が多く、総額では全体の40%程度である。他方、オンラインでの銀行口座振込等は、取引件数ベースでは8.9%であるのに対し、総額では全体の30.3%を占める。また、小切手は、総額で全体の17.7%と、比較的高い割合を占めている。

2018年のピュー・リサーチ・センターの調査<sup>26</sup>によると、米国民の70%が現金を使って日々の買い物をしており、年間所得3万ドル（約324万円<sup>27</sup>）以下の低所得者層において現金支払の割合が特に高くなっている。

<sup>21</sup> 同上, pp.217-218.

<sup>22</sup> 2019年にニュージャージー州、フィラデルフィア市、サンフランシスコ市が新規に法令を制定した。コネチカット州、ニューヨーク市、ワシントンD.C.等も現金決済の受付を義務付ける法令を検討中である。マサチューセッツ州は1978年に同様の州法を制定している（Anna Kramer, “NYC Pushing Ahead With Cashless Retail Ban, Joining Neighbors,” June 10, 2019. Bloomberg Law website <<https://news.bloomberglaw.com/privacy-and-data-security/nyc-pushing-ahead-with-cashless-retail-ban-joining-neighbors>>; “Act concerning payments by consumers and supplementing P.L.1960, c.39.” New Jersey Legislature website <[https://www.njleg.state.nj.us/2018/Bills/PL19/50\\_.PDF](https://www.njleg.state.nj.us/2018/Bills/PL19/50_.PDF)>; “9-1100 - Fair Practices Ordinance.” City Council, City of Philadelphia website <<https://phila.legistar.com/View.ashx?M=F&ID=7072894&GUID=F7FEB867-E27E-412D-80E5-F59BF39897A0>> 等）。連邦議会下院にも法案が提出されている（116th Congress, H.R.2630 - Cash Always Should be Honored Act等）。連邦レベルでは、必ずしもキャッシュレス推進に係る施策ではないが、連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC）は、所定の銀行に低コストで安全に決済口座を開設できるプログラムやモバイル金融サービスの推進に取り組んでいる（“FDIC Model Safe Accounts Pilot.” FDIC website <<https://www.fdic.gov/consumers/template/>>; “Mobile Financial Services and Economic Inclusion.” *idem* <<https://www.fdic.gov/consumers/community/mobile/>>）。

<sup>23</sup> Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009 (P.L.111-24) Sec.301.

<sup>24</sup> 吉元利行「キャッシュレス先進国を巡る 第6回 磁気カードの不正使用からの脱却とIC化を目指す—アメリカ—」2018.12.3. digital FIT ウェブサイト <<https://fit.nikken.co.jp/post/detail/db0013>>

<sup>25</sup> “The 2017 Diary of Consumer Payment Choice,” *Research Data Report*, No.18-05, 2018. Federal Reserve bank of Atlanta website <<https://www.frbatlanta.org/-/media/documents/banking/consumer-payments/research-data-reports/2018/the-2017-diary-of-consumer-payment-choice/rdr1805.pdf>> アトランタ、ボストン、リッチモンド、サンフランシスコの連邦準備銀行が共同で実施した。

<sup>26</sup> Andrew Perrin, “More Americans are making no weekly purchases with cash,” *Fact Tank*, December 12, 2018. Pew Research Center website <<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2018/12/12/more-americans-are-making-no-weekly-purchases-with-cash/>>

<sup>27</sup> 財務大臣が公示する報告省令レート（令和元年9月分）を基に、1ドル=108円として計算。

## 2 ユーロ圏

### (1) キャッシュレスに係る施策

欧州委員会は、欧州域内における国境を越えた安全かつ円滑な決済を目指し、2015年にEU決済サービス指令（Payment Services Directive: PSD）<sup>28</sup>を改正した（PSD2）。PSD2により、決済サービス業者は、リスク管理体制の整備や強力な顧客認証手段の利用を義務付けられ、利用者の銀行口座情報にアクセスできることとされた。欧州連合の各加盟国は、2018年1月13日までに、同指令を国内法化することとされた。

### (2) キャッシュレス決済の実態（ドイツを一例に）

ユーロ圏では、キャッシュレス化の進捗度合いは、国ごとに異なる。例えばドイツでは、現金に対する評価が高く、決済手段としては現金が最も頻繁に用いられている。

2017年のドイツ連邦銀行の調査<sup>29</sup>によると、取引件数ベースで最も頻繁に利用されている決済手段は現金（74.3%）であり、次いで、デビットカード（非接触型<sup>30</sup>を除いたベースで18.4%、非接触型は0.5%）、クレジットカード（非接触型を除いたベースで1.5%、非接触型は0.1%）である。取引額で見ると、現金（47.6%）、デビットカード（非接触型を除いたベースで34.0%、非接触型は0.9%）、クレジットカード（非接触型を除いたベースで4.4%、非接触型は0.2%）の順である。

また、同じ調査によると、①高齢者等は現金のない世界に適応できない、②現金は子供たちを金銭に慣れさせるための重要な手段である、③支払の匿名性を保つために現金を保持すべきである、と考える人の割合が、それぞれ回答者の9割を超えている<sup>31</sup>。

## 3 英国

### (1) キャッシュレスに係る施策

EUのPSD2を受けて、英国では、電子取引における消費者保護の強化等を内容とする規則<sup>32</sup>が制定された。同規則により、2018年1月からカード決済時に利用手数料を徴収することも全面的に禁止された<sup>33</sup>。

他方、英国議会では、キャッシュレス化の流れに取り残される弱者（高齢者や低所得層）が生じつつあることが問題視され、キャッシュレス化の進展を業界任せにするのではなく、必要な人々が現金を使えるようにすることが議論された<sup>34</sup>。

<sup>28</sup> Payment Services Directive (PSD1) Directive 2007/64/EC は、2007年に制定され、2015年の改正で PSD2 (Directive (EU) 2015/2366) となった。

<sup>29</sup> Deutsche Bundesbank, *Payment behaviour in Germany in 2017*, 2018, pp.24-25. <<https://www.bundesbank.de/resource/blob/737278/458ccd8a8367fe8b36bbfb501b5404c9/mL/payment-behaviour-in-germany-in-2017-data.pdf>>

<sup>30</sup> 非接触 IC チップを搭載し、NFC に対応したカードを指す。

<sup>31</sup> Deutsche Bundesbank, *op.cit.*(29), p.39.

<sup>32</sup> The Payment Services Regulations 2017 (Statutory Instruments 2017 No.752).

<sup>33</sup> Consumer Rights (Payment Surcharges) Regulations 2012, article 2; Department for Business, Energy and Industrial Strategy, *The Consumer Rights (Payment Surcharges) Regulations 2012: Guidance*, June 2018, p.3. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/718812/payment-surcharges-guidance-update.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/718812/payment-surcharges-guidance-update.pdf)>

<sup>34</sup> “Financial Exclusion: Access to Cash,” *House of Commons Hansard*, Vol.660, 21 May 2019. UK Parliament website <<https://hansard.parliament.uk/Commons/2019-05-21/debates/9B58E28C-BBC2-4C07-91BB-2CA28BFAB898/FinancialExclusionAccessToCash>>



## (2) キャッシュレス決済の実態

英国では、商品・サービス購入時にクレジットカードやデビットカードで決済することが一般化している。キャッシュレス化が進展した背景には、①2012年ロンドン・オリンピック開催に合わせて国際カードブランドと英国金融業界が協力し、小売店等での非接触型のカード等による決済が可能な環境を積極的に整備したこと、②金融機関各社が、利用者のカード更新時に非接触型のカードに置き換える施策を取ったことが挙げられる<sup>35</sup>。

2019年の金融業界団体の調査<sup>36</sup>によると、全取引件数の約4割がデビットカード、次いで、現金（28%）で支払われている。非接触型のクレジットカードやデビットカード等による取引件数は、全取引件数の19%を占め、そのうち38%がスーパーマーケットでの購入である。

## 4 スウェーデン

### (1) キャッシュレスに係る施策

スウェーデンでは、キャッシュレス決済の普及に伴い、現金が使えなくなるリスクの管理に目が向けられている。スウェーデン国立銀行（リクスバンク）委員会<sup>37</sup>は、一定規模以上の預金（700億クローナ超。約8000億円超に相当<sup>38</sup>）を保有する金融機関に預金の引出し・預入といった現金サービスの提供を義務付けることを2018年6月に提案し、これを受けて2019年6月に政府の草案が法制審議会に提出された<sup>39</sup>。スウェーデン国立銀行委員会による提案の背景には、①現金は一部の人々にとって引き続き重要な決済手段であるという事実認識と、②現金を利用可能な状態に置き、社会の脆弱性を低減し有事への備えを強化するとの目的があるという<sup>40</sup>。

一方、スウェーデン国立銀行は、キャッシュレス化の進展により現金が用いられなくなると、自らが安全かつ効率的な決済システムを構築する義務を果たせなくなるとを懸念し、法定デジタル通貨（e-krona）を発行し、民間の電子決済を利用できない人々に使いやすい支払手段を提供することや、民間の電子決済が機能不全に陥った際に代替通貨として機能させることを検討している<sup>41</sup>。

### (2) キャッシュレス決済の実態

スウェーデンでキャッシュレス化が進展した背景には、①1990年代から政府がIT化を推進し、社会全体のIT化水準が向上したこと、②2003年の国民投票で、欧州統一通貨ユーロへの参加が否決され、自国通貨に対応した決済システム等を維持・確保する必要性が生じたこと、③金融界が、市場規模を踏まえ、協調して共通インフラを構築した結果、非接触型の決済アプ

<sup>35</sup> 松原義明「デジタル化／キャッシュレス化が進展する欧州金融界の現状」2018.12.27. 富士通総研ウェブサイト <<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/knowledge/ideatank/2018/2018-12-4.html>>

<sup>36</sup> UK Finance, *UK payment markets summary 2019*, June 2019, pp.2-3. <<https://www.ukfinance.org.uk/sites/default/files/uploads/pdf/UK-Finance-UK-Payment-Markets-Report-2019-SUMMARY.pdf>>

<sup>37</sup> スウェーデン議会で置かれた超党派の委員会。スウェーデン国立銀行（リクスバンク）は、中央銀行である。

<sup>38</sup> 財務大臣が公示する報告省令レート（令和元年9月分）を基に、1クローナ=11.448円として計算。

<sup>39</sup> 法制審議会（Lagrådet）は、議会で審議する前に法案の違憲審査を行う機関である。“All banks should be obliged to handle cash,” 22.10.2018. Sveriges Riksbank website <<https://www.riksbank.se/en-gb/press-and-published/notices-and-press-releases/notices/2018/all-banks-should-be-obliged-to-handle-cash/>>; “De stora bankerna ska tillhandahålla kontantservice i hela Sverige,” 20 juni 2019. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2019/06/de-stora-bankerna-ska-tillhandahalla-kontantservice-i-hela-sverige/>>

<sup>40</sup> 上田大介ほか「第7章 スウェーデンの動向」財務省財務総合政策研究所『「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書』2019, p.108.

<sup>41</sup> 同上, pp.108-110; “E-krona.” Sveriges Riksbank website <<https://www.riksbank.se/en-gb/payments--cash/e-krona/>>

リである「Swish」<sup>42</sup>が普及したこと、④犯罪被害のリスクの高まりから、現金の取扱いに伴う警備費用等が高騰したこと、があると指摘されている<sup>43</sup>。

スウェーデンでは、長期間にわたり現金需要の減少傾向が続き、現金流通高の対名目 GDP 比は 2017 年に約 1.2%まで低下した（図 1 参照）。2018 年のスウェーデン国立銀行の調査<sup>44</sup>によると、直近の支払に現金を使用した人の割合は、2010 年の 39%から年々低下し、2018 年には 13%となった。また、過去 1 か月間の決済で使用した決済手段は、デビットカードが回答総数の約 9 割（複数回答可）と最多であり、「Swish」と現金はいずれも回答総数の約 6 割であった<sup>45</sup>。

## 5 韓国

### (1) キャッシュレスに係る施策

韓国は、キャッシュレス決済比率が世界で最も高い国とされる。その背景には、国の施策として、①北朝鮮によるテロをめぐる対策のため個人番号が早くから普及し、クレジットカードにも同番号が紐付けられていたこと、②違法取引や脱税等の地下経済を縮小させ、納税環境を整えるために、クレジットカード振興策（クレジットカードの年間利用額に応じた所得控除（最大 300 万ウォン（約 28 万円<sup>46</sup>））、クレジットカード利用者への宝くじ参加権付与、店舗でのクレジットカード取扱いの義務付けなど）<sup>47</sup>が採られてきたことが挙げられる。

また、ソウル特別市は、2019 年 3 月から、QR コードによるモバイル決済システム「ソウル・ペイ」を開始した。この取組の特徴としては、①小規模事業者の加盟店手数料を低く抑えたこと、②税法の改正により前記の所得控除が適用されること、③QR コードを標準化し利用者の利便性を確保することが挙げられている。ただ、既に民間事業者が活動している領域に行政が介入することの是非、政府によるコスト負担等が、問題点として指摘されている<sup>48</sup>。

### (2) キャッシュレス決済の実態

2018 年の韓国銀行（中央銀行）の調査<sup>49</sup>によると、調査対象の 1 週間に回答者が使用した決済手段は、現金（回答者の 100%）、クレジットカード（同 80.4%）、デビットカード（同 42.3%）、ATM 等による口座振替（同 29.8%）、オンラインバンキングによる口座振替（同 17.7%）の順であった<sup>50</sup>。また、年代別に見ると、20 歳代はクレジットカードの取得が難しく、他の年代に

<sup>42</sup> 「Swish」ではスマートフォン等による銀行口座間資金移動が可能である（2012 年 12 月にサービス開始）。

<sup>43</sup> 上田ほか 前掲注(40), pp.85-86.

<sup>44</sup> Sveriges Riksbank, *Payment patterns in Sweden 2018*, May 2018, p.6. <<https://www.riksbank.se/globalassets/media/statistik/betalningsstatistik/2018/payments-patterns-in-sweden-2018.pdf>>

<sup>45</sup> *ibid.*, pp.2-3.

<sup>46</sup> 財務大臣が公示する報告省令レート（令和元年 9 月分）を基に、1 ウォン=0.091692 円として計算（以下同じ）。

<sup>47</sup> 中尾睦ほか「第 9 章 韓国の動き」財務省財務総合政策研究所 前掲注(40), pp.130-131. クレジットカード振興策として、1999 年以降、所得控除（租税特例制限法第 126 条の 2）、宝くじ参加権付与（付加価値税法第 32 条の 4）、店舗のクレジットカード取扱義務（与信専門金融業法第 19 条第 1 項）の法整備が進められた。

<sup>48</sup> 佐藤広大・江夏あかね「地方公共団体によるキャッシュレス決済への挑戦—韓国と日本における取り組み—」『野村資本市場クォーターリー』89 号, 2019.夏, pp.104-107.

<sup>49</sup> 금융결제국 전자금융조사팀（金融決済局電子金融調査チーム）『2018 년 모바일 금융서비스 이용행태 조사 결과（2018 年モバイル金融サービス利用行動調査結果）』한국은행, 2019, pp.19, 34. 한국은행（韓国銀行）ウェブサイト <<https://www.bok.or.kr/viewer/skin/doc.html?fn=201905090402532590.pdf&rs=/webview/result/B0000232/201905>>

<sup>50</sup> 図 2 のキャッシュレス決済比率とこの調査結果の印象が異なる一因としては、取引金額ベースで見ると、件数ベースで見るとの違いがあろう。なお、図 2 は企業によるクレジットカード利用（コーポレートカード）を含む決済

比べてクレジットカード利用者の割合が低い。所得階層別では、所得階層 2 千万ウォン（約 180 万円）未満では、他の所得階層に比べ、クレジットカード利用者の割合が低く、デビットカードやモバイル決済の割合が高い。

過去には、政府のクレジットカード振興策を受けて、クレジットカード業界各社が激しい特典競争を行った。クレジットカードの発行が乱発され、利用額も増大した結果、2002～2003 年には自己破産者の続出が社会問題となったこともある<sup>51</sup>。

## 6 中国

### (1) キャッシュレスに係る施策

中国では、2002 年に、中国人民銀行（中央銀行）が中心となって、中国銀聯グループ（銀行間決済ネットワーク会社）を設立してから、クレジットカード市場が急速に拡大した<sup>52</sup>。また、スマートフォンによる QR コード決済（モバイル決済）の普及に伴う様々な問題に対処するため、非金融機関が決済サービスに参入する際の基準を定める等各種の法規制が行われているが、利用者の保護が不十分である等多数の問題点があることも指摘されている<sup>53</sup>。

### (2) キャッシュレス決済の実態

15 歳以上の中国国民によるクレジットカードの保有率は、22%（2017 年）と、先進国に比べて低い<sup>54</sup>。他方、国民全体の 45.2%（2018 年）がスマートフォンを保有し<sup>55</sup>、QR コード決済が広く普及している<sup>56</sup>。同決済が普及した理由としては、①先進国と比べて、銀行口座開設やクレジットカードの普及が進んでいなかったこと、②QR コード決済では専用端末を導入する必要がなく、導入コストが低いこと、③偽札の流通が多いこと、④最高紙幣が額面 100 元（約 1,600 円<sup>57</sup>）と低額であるため、大量の紙幣を持ち運ぶ必要があること、⑤現金の保有には盗難などの治安上の問題があること、⑥多大な顧客基盤を有するデジタル・プラットフォーマー（アリババ、テンセントなどの事業者）が決済領域に進出したこと、⑦注文から決済までを一貫して行えるアプリケーションが充実したこと、⑧スコアリング（個人の信用力を企業等に示すことにより優遇を受けられるサービス。アリババの「芝麻信用」等がある。）が行われることが挙げられる<sup>58</sup>。最近では、QR コード決済から、より利便性の高い非接触型の決済やスマートフォンを

金額ベースでキャッシュレス決済比率を算出しており、これを除外すると、韓国のキャッシュレス決済比率は 20% ポイント程度減少するとの指摘もある（経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課 前掲注(4), p.10.）。

<sup>51</sup> 韓尚均「韓国における金融危機以降の信用不良者の増加原因」『地域総合研究』36 巻 1・2 号, 2009.2, pp.49-50.

<sup>52</sup> 「銀聯商務股份有限公司」2018. JETRO ウェブサイト <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/invest/success\\_stories/case\\_studies/chinaums/chinaums.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/invest/success_stories/case_studies/chinaums/chinaums.pdf)>

<sup>53</sup> 楊東・陳哲立「第 10 章 中国における電子決済の進展と法規制の動向」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規制』民法法研究会, 2019, pp.219-232.

<sup>54</sup> “Payment Solutions,” *TCdata360*. World Bank website <<https://tcdata360.worldbank.org/subtopics/etrade.pay>> 各国の 15 歳以上の国民によるクレジットカード保有率（2017 年）は、日本 68%、米国 66%、英国 65%、スウェーデン 45%、韓国 64%である。

<sup>55</sup> Rimma Kats, “The Mobile Payments Series: China,” Nov 7, 2018. eMarketer website <<https://www.emarketer.com/content/the-mobile-payments-series-china>>

<sup>56</sup> Alipay（支付宝）、WeChat Pay（微信支付）による寡占状態となっている。

<sup>57</sup> 財務大臣が公示する報告省令レート（令和元年 9 月分）を基に、1 元＝15.66 円として計算（以下同じ）。

<sup>58</sup> 安留義孝「世界の金融・決済を見る(4)中国編」『月刊金融ジャーナル』60 巻 2 号, 2019.2, pp.112-115.

要しない生体認証決済への移行も進みつつあるという<sup>59</sup>。

2017年の決済業務自主規制機関「中国決済清算協会」の調査によると、個人によるモバイル決済の使用頻度は、「毎日」が78.7%となっている。決済1回当たりの金額は、100元超（約1,600円超）が6割近くに達している。モバイル決済を利用する理由は、「操作が簡単・便利」（97.8%）、「現金やカードを持つ必要がない」（91.2%）などである<sup>60</sup>。

キャッシュレス決済の普及に伴う問題点として、①金融リテラシーが十分でない学生が、気付かないうちに多額の債務を抱える事態が生じていること、②高齢者が変化に追い付けずに取り残されつつあること、③返済などの履歴が信用評価システムに反映される結果、就職や結婚などのライフイベントが左右されかねないこと等が指摘されている<sup>61</sup>。

## 7 インド

### (1) キャッシュレスに係る施策

インドでは、2014年5月に発足したナレンドラ・モディ（Narendra Modi）政権が、2015年にデジタル・インド計画（Digital India Programme）を打ち出した。また、同政権は、同年8月に、銀行口座のない世帯にそれを開設させてデビットカードの取得を可能にするプロジェクト「首相による人々のお金計画（PMJDY）」を公表し<sup>62</sup>、2018年1月からは、デビットカードの加盟店が負担する手数料上限を引き下げた<sup>63</sup>。また、デジタル・インド計画と趣旨は異なるが、決済に影響を及ぼした施策として、2016年11月の高額紙幣廃止が挙げられる<sup>64</sup>。これは、偽造紙幣・不正蓄財への対策として行われたものである。

### (2) キャッシュレス決済の実態

キャッシュレス化進展の背景には、高額紙幣廃止に加えて、モバイル決済などの利便性を国民が実感し、都市部を中心にキャッシュレス化が加速したことがあると指摘されている<sup>65</sup>。

15歳以上のインド国民によるデビットカードの保有率は、2014年に22%であったが、2017年には33%となっている<sup>66</sup>。2018年の市場調査会社の調査<sup>67</sup>によると、国民全体の26%がスマ

<sup>59</sup> 吉元利行「キャッシュレス先進国を巡る 第11回 QRコード決済から生体認証決済へ—中国 その②—」2019.5.13. digital FIT ウェブサイト <<https://fit.nikken.co.jp/post/detail/db0025>>

<sup>60</sup> 関根栄一「中国の第三者決済分野の政策的枠組みと市場動向」『資本市場』404号、2019.4、pp.12-14.

<sup>61</sup> 片山ゆき「中国、キャッシュレス先進国ゆえの落とし穴」『基礎研 Report』267号、2019.6、p.3.

<sup>62</sup> “Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana.” PMIndia website <[https://www.pmindia.gov.in/en/major\\_initiatives/pradhan-mantri-jan-dhan-yojana/](https://www.pmindia.gov.in/en/major_initiatives/pradhan-mantri-jan-dhan-yojana/)>

<sup>63</sup> 吉元利行「キャッシュレス先進国を巡る 第9回 キャッシュレス決済のインフラが急速に拡大—インド—」2019.3.13. Digital Fit ウェブサイト <<https://fit.nikken.co.jp/post/detail/db0018>> 手数料の上限は、引下げ前は取引額の最大1%であったが、引下げ後は、前年度売上高が200万ルピー（約300万円）以下の場合、POS端末やオンラインによるデビットカード決済が0.4%、QRコードを利用した決済が0.3%となった（手数料の上限額は200ルピー（約300円））。“Rationalisation of Merchant Discount Rate (MDR) for Debit Card Transactions,” December 6, 2017. Reserve Bank of India website <<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/MDR06122017317CE333007D406A9002F5A119229563.PDF>> 財務大臣が公示する報告省令レート（令和元年9月分）を基に1ルピー=1.566円として計算（以下同じ）。

<sup>64</sup> 500ルピー（約780円）札及び1,000ルピー（約1,600円）札が廃止された。“Withdrawal of Legal Tender Status for ₹ 500 and ₹ 1000 Notes: RBI Notice,” November 8, 2016. Reserve Bank of India website <<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PressRelease/PDFs/PR114293ABB8ED55DA40ED8C80E7800CD47FDE.PDF>>

<sup>65</sup> 吉元 前掲注(63)

<sup>66</sup> “Payment Solutions,” *op.cit.*(54) なお、クレジットカードの保有率は、3~4%で推移している。

<sup>67</sup> Rimma Kats, “The Mobile Payments Series: India,” Nov 5, 2018. eMarketer website <<https://www.emarketer.com/content/the-mobile-payments-series-india>>

ートフォンを保有し、モバイル決済の利用者が全国民の7.6%を占め、その人数が前年比39.7%増加している。

## おわりに

諸外国の現状を踏まえると、キャッシュレス決済の普及は、利用を促進する振興策や消費者保護のための規制整備といった国の施策だけではなく、経済社会情勢や金融業界を始めとする民間の活動も影響することが分かる。なお、一部の国では、キャッシュレス化に対応することが困難な人々に配慮するための施策面での検討等も併せて進められている。

我が国は、世界で最も高齢化が進んでおり、デジタル弱者が多く、自然災害でキャッシュレス決済が止まるリスクも無視できない状況に置かれている。このため、我が国で決済のキャッシュレス化をこのまま進めることの是非については、今後の議論の焦点となる可能性もあろう<sup>68</sup>。

---

<sup>68</sup> 加藤出「完全キャッシュレス NO の英国 日本も無視できない理由とは」『週刊ダイヤモンド』107 巻 22 号, 2019.6.8, p.19.

巻末表 第2次安倍政権以降のキャッシュレス化の推進に向けた政府の取組

平成26(2014)年6月24日	<p><b>「日本再興戦略改訂2014」</b> 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策</li> <li>・クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備</li> <li>・公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大</li> </ul>
平成26(2014)年12月26日	内閣官房ほか「キャッシュレス化に向けた方策」を策定。
平成27(2015)年6月30日	<p><b>「日本再興戦略改訂2015」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用環境整備の検討</li> <li>・「免税商店街」化にあわせて行うキャッシュレス決済端末等の導入支援を拡充</li> </ul>
平成27(2015)年7月3日	【経】 産業構造審議会割賦販売小委員会報告(クレジットカード取引の健全な発展)を公表。
平成27(2015)年12月14日	【金】 FinTech サポートデスクを設置。
平成27(2015)年12月22日	【金】 金融審議会決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告を公表。
平成28(2016)年2月29日	【経】 クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ報告を公表。
平成28(2016)年3月26日	【経】 産業・金融・IT融合に関する研究会(FinTech研究会)発言集を公表。
平成28(2016)年3月30日	「明日の日本を支える観光ビジョン」(関係閣僚会議決定)を策定。
平成28(2016)年4月27日	【金】 フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議を設置。
平成28(2016)年5月25日	<p><b>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITの進展に伴う技術革新への対応</li> <li>・仮想通貨への対応</li> </ul>
平成28(2016)年6月2日	<p><b>「日本再興戦略2016」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化</li> <li>・2020年までにクレジット決済端末の100%のIC対応</li> <li>・技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たな法的位置付け</li> </ul>
平成28(2016)年6月3日	【経】 産業構造審議会割賦販売小委員会報告(同上追補版)を公表。
平成28(2016)年12月2日	<p><b>「割賦販売法の一部を改正する法律」(第3次改正)成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括信用購入あっせん関係販売業者等の書面交付義務の緩和</li> <li>・クレジットカード番号等の適切な管理義務等</li> </ul>
平成28(2016)年12月26日	【経】 クレジットカードに関するデータ標準化ワーキンググループ報告を公表。
平成28(2016)年12月27日	【金】 金融審議会金融制度ワーキング・グループ報告(オープン・イノベーション)を公表。
平成29(2017)年5月8日	【経】 FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合報告(「FinTechビジョン」)を公表。
平成29(2017)年5月10日	【経】 産業構造審議会割賦販売小委員会報告(前払式特定取引等の健全な発展)を公表。
平成29(2017)年5月26日	<p><b>「銀行法等の一部を改正する法律」成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決済等代行業者に対する登録制の導入</li> </ul>
平成29(2017)年6月9日	<p><b>「未来投資戦略2017」</b> 《KPI》今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード利用時の書面交付について、電子メール等も許容</li> <li>・クレジットカードデータ利用に係るAPI連携やレシート電子化のための環境整備</li> <li>・金融機関の海外発行カード対応ATMの設置目標を前倒し</li> </ul>
平成29(2017)年9月21日	【金】 FinTech実証実験ハブを設置。
平成29(2017)年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)を策定。
平成30(2018)年4月11日	【経】 クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会報告を公表。
平成30(2018)年6月15日	【経】 「キャッシュレス・ビジョン」を公表。
平成30(2018)年6月15日	<p><b>「未来投資戦略2018」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産官学の関係者が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会(仮称)」を設立</li> <li>・QRコード等のフォーマットに係るルール整備について検討</li> </ul>
平成30(2018)年7月2日	【経】 キャッシュレス推進協議会を設立。
平成31(2019)年3月27日	<p><b>平成31年度予算成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス・消費者還元事業を含む「臨時・特別の措置」</li> </ul>
平成31(2019)年3月29日	【経】 キャッシュレス推進協議会「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」を公表。
令和元(2019)年5月31日	<p><b>「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号資産の交換・管理に関する業務への対応</li> <li>・暗号資産を用いた新たな取引や不正な行為への対応</li> <li>・その他情報通信技術の進展を踏まえた対応</li> </ul>
令和元(2019)年6月21日	<p><b>「成長戦略(2019年)」</b> 《KPI》2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス・消費者還元事業</li> <li>・統一QRコード決済ガイドラインに基づき実用化に向けた事業者対応</li> </ul>
令和元(2019)年7月26日	【金】 金融審議会金融制度スタディ・グループ報告(決済法制の基本的な考え方)を公表。

(注) 表中の「【金】」は金融庁の動きを、「【経】」は経済産業省の動きを示す。

(出典) 筆者作成。